# 令和元年台風19号被災地ボランティア活動助成金申請書・報告書

令和元年 月 日

(宛先)

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会

会 長 冨田 英雄

申請者	住	所				
	氏	名				Í
	電話番号					
	(団/	体にあっ	っては代詞	長者を記載	)	

令和元年台風19号に係る被災地を支援するボランティア活動を行ったので、 令和元年台風19号に係る被災地ボランティア活動支援要綱第4条の規定に基づき、活動内容を報告のうえ助成金の交付を申請します。

## 助成金の申請

	ボランティア活動保険料				
助成金申請額	円 交通費等の一部 円 合 計 円				

## 活動内容

活動形態	□ 個人 □ 団体(4人以内) □ 団体(5人以上)
保険加入窓口 種類・加入者数	□ 本会(加入日 年 月 日)       □ 他社協         □ ボランティア活動保険基本タイプ B プラン 加入者 人       □ その他( ) 加入者 人         *加入者は被災地で活動された人数を記載してください。
主な交通手段	□ 車 両 □ その他 ( )
活動地域	
活動期間	令和元年 月 日()~ 令和元年 月 日()
活 動 内 容	*団体にあっては被災地で活動された方の名簿を提出してください。 *災害ボランティアセンターが発行する活動証明書を添付してください。

注 該当箇所をレで示し、必要事項を記入してください。

裏面の注意事項をご覧ください。

#### 注 意 事 項

#### <助成金申請関係>

- ・助成を受けられるのは、令和元年台風19号に係る被災地(以下「被災地」という。)に赴き、災害 ボランティアセンターを通じてボランティア活動を行った、次のいずれかに該当する人または団体 です。
  - (1) 鎌倉市民
  - (2) 市内に在勤し又は在学する者
  - (3) 鎌倉市市民活動センター利用登録団体の会員
- ・助成金(ボランティア活動保険の保険料・交通費等の一部)は、1回に限り交付します。
- ・ボランティア活動保険基本タイプ B プランを推奨します。より安価なプランに加入した場合はその額を、高いプランに加入した場合は、推奨プランの額

(510円)を助成します。

本会以外の社協で加入した場合は、助成金申請時に<u>ボランティア活動保険加入証(申込み時の加入者</u> 控)の添付が必要です。

- ・被災地までの交通費、支援準備金その他必要経費の一部として、交通手段を問わず、次とおりに助成します。
  - ア) 神奈川県および東京都・静岡県でのボランティア活動は助成しません。
  - イ)上記以外の関東圏域(**千葉県・埼玉県・栃木県・茨城県・群馬県・山梨県**)での活動は<u>1 人につき 3,000 円</u>。ただし、5 人以上で構成された団体が、被災地まで主に車両を運行してボランティア活動を行った場合は 1 団体につき 12,000 円。
  - ウ)**上記ア)およびイ)以外**でのボランティア活動は 1 人につき 5,000 円。 ただし、5 人以上で構成された団体が、被災地まで主に車両を運行してボランティア活動を行った場合は 1 団体につき 20,000 円。
- ・公共団体等が実施する活動への参加で、当該公共団体等が上記助成金に該当する費用を負担する場合は、助成金の交付は行わないものとします。
- ・助成金申請書・報告書には、被災地の災害ボランティアセンターが発行する「ボランティア活動証明 書」の原本又は写しを添付してください。

災害ボランティアセンター側の事情で、「ボランティア活動証明書」が発行されなかったときは、報告書の活動内容欄にその経緯を記載してください。

- ・助成金申請書・報告書は、活動終了後 10 日以内に、鎌倉市社会福祉協議会(鎌倉市福祉センター 平日・8 時 30 分~17 時 15 分 昼休みを除く)に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。
- ・<u>助成金は、申請があった月の翌月15日以降</u>、鎌倉市社会福祉協議会(鎌倉市福祉センター 平日・8 時 30 分~17 時 15 分 昼休みを除く)でお渡しします。提出された助成金申請書・報告書などに不備があった場合は、お支払いできない場合があります。電話で確認させていただく場合がありますので、必ず連絡先を記入し、助成金受領まで助成金申請書・報告書の写しを保管しておいてください。